

議案第 70 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 23 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年板橋区条例第 20 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 6 条までを次のように改める。

第 3 条から第 6 条まで 削除

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

第 8 条及び第 9 条 削除

付則に次の 3 項を加える。

- 3 保健所その他の施設に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、区規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第 11 条の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 4,000 円を超えない範囲内において、区規則で定める。
- 5 付則第 3 項の規定により防疫等業務手当を支給する場合においては、第 15 条中「第 7 条から前条まで」とあるのは、「第 7 条、第 10 条、第 12 条から前条まで及び付則第 3 項」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第 3 項から第 5 項までの規定は、令和 2 年 1 月 27 日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例について規定するほか、所要の規定整備をする必要がある。